

4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

(1) 施策の展開

緑の将来都市像の実現に向けて、「緑を育てる」「緑を見直す」「緑を使う」の3つの基本方針を踏まえ、基本施策及び個別施策を設定します。

基本施策は、3つの基本方針の枠組みに捉われず、基本方針間で横断的に関係することから、基本施策ごとに、対応する基本方針を整理します。

また、急速な少子高齢化の進行や財政状況の変化等の状況下においても、持続可能な都市運営を継続するために、特に重点的に取り組む施策として、花と緑豊かなまちづくりを推進するための、「基本施策 1」「基本施策 8」「基本施策 10」「基本施策 11」の4つを「重点施策」として位置づけます。

緑の将来都市像

花と緑に囲まれ、憩いと安らぎのあふれた、ガーデンシティと言われるまちになる

基本方針	基本施策	個別施策
緑を育てる	基本施策1 重点 ● 国指定名勝 ● 「躑躅ヶ岡」の保全・つつじの保護育成	1-1 つつじの保護と育成 1-2 つつじが岡公園の活用と維持管理 1-3 つつじが岡ふれあいセンターの魅力向上 1-4 つつじを用いた都市間交流・誘客活動の推進
	基本施策2 ● 生物の生息地・生育の場の保全・保護	2-1 野生生物の調査と保護 2-2 日本遺産「里沼」の保全と活用 2-3 生物とふれあう場や機会の充実 2-4 外来種対策の実施
	基本施策3 ● 水辺の保全・活用	3-1 茂林寺沼及び低地湿原の保護管理及び普及啓発 3-2 水辺環境保全及び動植物の再生 3-3 水とのふれあいの創出
	基本施策4 ● 田園環境との調和	4-1 良好な田園環境の維持 4-2 農業基盤の整備 4-3 農業後継者及び新規就農者への支援 4-4 地域資源としての農地の保全管理 4-5 市民農園の設置
	基本施策5 ● 緑地や樹林地の維持・保全	5-1 各種制度を活用した緑の維持・確保 5-2 平地林の保護・保全 5-3 館名城跡の適切な保全 5-4 自然と親しむ場や機会の充実
	基本施策6 ● 道路沿道の緑の確保	6-1 道路緑化の推進 6-2 緑のネットワーク形成
	基本施策7 ● 緑づくりの取組への支援	7-1 民間における緑化の推進 7-2 公共公益施設における緑化の推進 7-3 活動団体への支援 7-4 家庭での緑化の推進
	基本施策8 重点 ● 持続可能な公園のあり方検討	8-1 都市公園等の機能・配置の検討 8-2 都市公園等の見直し 8-3 グリーンインフラとしての公園の機能維持
	基本施策9 ● 未整備の公園予定地の有効活用	9-1 未整備の公園予定地の有効活用
	基本施策10 重点 ● 公園の緑及び施設の適切な維持管理	10-1 公園施設の管理と老朽化への対策 10-2 都市公園等の管理レベルの設定 10-3 公園競技施設の維持管理 10-4 ちびっ子広場等の維持管理
	基本施策11 重点 ● 多様な主体の公園への参画	11-1 公園等への民間活力の導入 11-2 市民活力による公園等の管理運営
	基本施策12 ● 緑がもつ防災機能の活用	12-1 火災延焼防止のための緑の確保 12-2 災害発生時のオープンスペースの確保
	緑を見直す	基本施策13 ● 緑の情報周知と意識啓発の充実
緑を使う		

1. 緑の基本計画とは
 2. 巻く状況と課題
 3. 設定
 4. 緑地の保全及び緑化推進のための方針
 5. 都市公園等の機能・配置の検討
 6. 緑を守り育てる
 7. 計画の推進に向けて
- (1) 施策の展開


(2) 施策の方向性と取組内容


基本施策1 国指定名勝「躑躅ヶ岡」の保全・つつじの保護育成

重点

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる 

緑を使う 

【施策の方向性】

- ◎ つつじは本市における観光資源であるとともに、歴史・文化的にも貴重な財産です。そのため、今後つつじの保全・保護育成に向け、調査研究、維持管理、普及啓発等の施策に取り組むとともに、つつじが岡公園の活用と適切な維持管理を図ります。

◆ 個別施策の内容

1-1 つつじの保護と育成

日本一といわれる国指定名勝「躑躅ヶ岡」を後世に引き継いでいくため、樹勢回復、開花保持等の各種調査・研究を進めます。

さらに、病害虫の防除や剪定、施肥、灌水、後継木の育成等により、徹底したつつじの保護育成と適正管理を行います。

また、つつじは本市における歴史・文化的にも貴重な財産であることから、子房摘みボランティア活動、市内学校等への出前講座、館林つつじサポーターズ倶楽部事務局運営等の普及啓発活動を進めます。

1-2 つつじが岡公園の活用と維持管理

つつじが岡公園は、本市を代表する観光名所であり、つつじの開花に合わせて開催しているつつじまつりは、毎年多くの人でにぎわっています。

今後は、令和 4(2022)年に策定した「館林市つつじが岡公園再整備基本計画」に基づき、既存公園区域の更なる活用促進を図るとともに、サイクリングターミナルの再開や未供用公園用地の活用も含めた魅力向上を図ります。

なお、サイクリングターミナル及び南側公園用地については、一体的に運営管理する事業者を官民連携手法により公募・選定し、令和 6(2024)年度に新たな施設の運営開始を目指します。

また、四季を通して市民をはじめ多くの観光客に安全に安心して利用していただくため、適正に管理するとともに、更なる集客策を検討します。

さらに、「つつじまつり」の開催を継続し、入園料等による自主財源の確保及び地元経済の活性化につなげます。

1-3 つつじが岡ふれあいセンターの魅力向上

つつじが岡ふれあいセンターをつつじが岡公園に通年で誘客するための核となる施設として位置づけ、立体映像等を活用して満開のつつじを体感できる施設「つつじ映像学習館」と売店の運営を行います。

また、団体受入も可能とした飲食スペースであるカフェレストランを運営する施設管理運営業者と連携し、多くの公園利用者に楽しんでいただくとともに、施設のさらなる魅力向上を図ります。

1-4 つつじを用いた都市間交流・誘客活動の推進

つつじまつりへの招へい、名護さくら祭りへの参加により、友好都市である沖縄県名護市と花を通じた交流を図ります。

また、本市の積極的なPR活動と関係機関との連携による誘客活動・観光客の受入れ体制の整備を図ります。

さらに、観光イベント等を実施するとともに、新たな観光資源の掘り起こしと多様化するニーズへの取組を推進します。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

(2) 取組内容
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

基本施策2 生物の生息地・生育の場の保全・保護

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる  緑を使う 

【施策の方向性】

- ◎ 生物の生息・生育に適した良好な自然環境を次世代に引き継ぎ、生物多様性を確保するため、現状を的確に把握し、保全・保護活動を進めます。
- ◎ 生物とのふれあいや学びの場となる良好な環境の維持・保全を図ります。

◆ 個別施策の内容

2-1 野生生物の調査と保護

鳥類・哺乳類は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣保護区等の指定区域の維持に努め、野生動物を保護するとともに、定点観測を行い、生物多様性の確保及び自然生態系の維持を図ります。

また、ホタル、オニバス、ムジナモ、メダカ等、貴重種の保護活動を推進し、団体の育成を促進します。

さらに、タタラカンガレイ等の地域固有種の保護やアサザやジュンサイ等の浮葉水生植物の生育水域の確保のための水辺環境の保全活動を推進します。

2-2 日本遺産「里沼」の保全と活用

令和元(2019)年度に文化庁日本遺産に認定された「里沼(SATO-NUMA)」については、生物の貴重な生息地として保全を図りつつ、文化財分野の基本計画・実行計画に基づき、本市に存在する文化・歴史と観光・産業等を融合させ、保全・活用を推進します。あわせて、自然とのふれあいや学びの場としての活用を図ります。

さらに、「里沼」ストーリーと地域に点在する構成文化財のもつ価値・意義を市民に伝えることにより、シビックプライド醸成による地域活性化、観光・インバウンド増加による経済効果の波及を図ります。

2-3 生物とふれあう場や機会の充実

ホタルの川やトンボ池等、市民が身近で生物とふれあえる場の整備を検討するとともに、多々良沼公園の野鳥観察棟や野鳥の森等、既存の生物とのふれあいの場を適正に整備・維持管理しつつ、そのさらなる活用を図ります。

2-4 外来種対策の実施

特定外来生物の生息区域等を調査し、広報紙や市ホームページなどを活用した情報発信を行います。特にクビアカツヤカミキリについては、市民との協働による成虫捕殺を実施するとともに、薬剤防除や伐倒などの被害拡大防止策を実施します。

(2) 施策の方向性と
取組内容

基本施策3 水辺の保全・活用

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる  緑を使う 

【施策の方向性】

- ◎ 古くから人々の営みを通し大切にされてきた本市の水辺環境を次世代に引き継ぐため、河川や点在する大小の池沼等の保全・保護活動の充実を図ります。
- ◎ 自然とのふれあいや学びの場となる良好な水環境の維持・保全を図ります。

◆ 個別施策の内容

3-1 茂林寺沼及び低地湿原の保護管理及び普及啓発

茂林寺沼湿原においては、水量低下、水質悪化等の問題が生じています。そこで、水位測定、外来種駆除、貴重種栽培・見本園整備、モニタリング調査等の環境保全活動を継続的に実施します。

また、文化財指定地及び埋蔵文化財包蔵地が文化財としての価値を損なうことがないように、適切な規制・誘導策を検討します。

さらに、施設の維持や除草等の管理を行うとともに、井戸ポンプ施設等の文化財管理施設の充実を検討します。

あわせて、自然学習会の実施や、地域住民・学校等の参加による市民協働調査を行い、普及・啓発に努めます。

3-2 水辺環境保全及び動植物の再生

「多々良沼・城沼自然再生協議会」において、多々良沼・城沼及びその流域の自然再生の推進に必要な事項を協議し、様々な取組を実施します。

また、蛇沼に自生していたオニバスが平成 7(1995)年に 30 数年ぶりに確認されたことをきっかけに、蛇沼・入ノ谷湿原における水辺環境保全を進めており、引き続きこの活動を推進します。

あわせて、下草刈りや葦焼きにより、里山の復元や本地域に自生していた貴重な動植物の再生を目指すとともに、植生調査等により水辺の生態系の状況を把握し、保全のための取組を推進します。その他、市民活動による水辺のクリーン活動を推進します。

3-3 水とのふれあいの創出

本市の豊かな水辺空間を生かし、水辺の遊歩道の整備とネットワーク化により、水に親しむ場を確保します。

また、市民団体等による水辺に親しむ活動を支援し、水に親しむ機会の創出を図ります。

さらに、城沼サミットや里沼(SATO-NUMA)の保全活動等で身近な水辺環境に関する情報発信を行います。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

(2) 取組内容
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

基本施策4 田園環境との調和

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる



【施策の方向性】

- ◎ 市街化調整区域を中心に田畑が多く残っており、そこでは農地と一体となった田園環境があります。その田園環境を将来へ残していくため、土地利用を規制・誘導するとともに、農業に対する各種支援策の実施を図ります。

◆ 個別施策の内容

4-1 良好な田園環境の維持

本市の都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、市街化調整区域において適切な土地利用の規制・誘導により、田園地域での無秩序な開発を抑制し、地域に点在する樹林地と、身近な雑木林や緑地、周辺農地を一体的に保全することで、現在の農地を中心とした良好な田園環境の維持を図ります。

4-2 農業基盤の整備

効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指し、ほ場整備や農道・水路の整備等により、生産性の向上を図り、意欲ある経営体が活躍できる環境を整備します。

4-3 農業後継者及び新規就農者への支援

認定農業者等への支援や「館林市農業青年会議」の団体活動への指導・育成事業、新規就農者への支援事業等により、耕作放棄地の発生防止・解消と農業の担い手の育成・確保を図ります。

4-4 地域資源としての農地の保全管理

農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全・活用を図ります。また、農業や農村が持つ多面的な機能の維持や機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、農地の適切な保全管理を図ります。

また、担い手への農地等の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の支援等、農地等の利用の最適化を目指します。

4-5 市民農園の設置

市民が健全な余暇を有効活用し、農を通じて土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培うことができるよう、「市民農園」を設置し、管理・運営を行います。

基本施策5 緑地や樹林地の維持・保全

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる



緑を使う



【施策の方向性】

- ◎ 古くから人々の営みを通し大切にされてきた本市の緑と水を次世代に引き継ぐため、風致地区等の制度を活用するとともに、平地林等の保護・保全を図ります。
- ◎ 緑の資源を生かし、自然と親しむ場や機会の充実を図ります。

◆ 個別施策の内容

5-1 各種制度を活用した緑の維持・確保

本市では、都市における良好な自然的景観を形成している土地の維持・保全を目的に風致地区を指定しています。さらに、茂林寺地区の一部を特別緑地保全地区に指定しています。今後もこれらの指定を継続し、地区内の良好な環境の維持を図ります。

加えて、地域の良好な緑の資源に対しては、保存樹木や保存樹林、保存生垣の指定を実施しており、引き続き、これらの指定や各種助成措置を継続するとともに、必要に応じて、追加指定について検討します。

また、「館林市開発事業指導要綱」や「館林市緑の保護及び緑化推進条例施行規則」等に基づき、開発時や宅地造成時の緑地の保全・確保を図ります。

5-2 平地林の保護・保全

多々良保安林・堀工保安林及び野鳥の森自然公園において、病虫害被害防除や除草の実施等により、貴重な平地林を保護・保全し、次世代へと引き継いでいきます。

その他、市内の保安林において、地域住民や市民団体等と連携を図りながら、管理・保全を図ります。

5-3 館林城跡の適切な保全

先人の残した文化遺産を後世に伝えるため、館林城跡において、継続的な樹木剪定・除草等による文化財の保護を行うとともに、文化財分野の基本計画・実行計画への位置づけを検討します。

5-4 自然と親しむ場や機会の充実

本市に残る貴重な緑を生かし、まちなかの緑化の推進や公園の整備等を進め、身近で緑とふれあえる場や機会の充実を図ります。

また、自然と親しみながらのウォーキング、野外活動を通じた身近な自然の学習の場の提供等を通し、市民が自然の中で生物に親しめる機会の充実を図ります。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を巻き込む状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

(2) 施策の方向性と取組内容
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

基本施策6 道路沿道の緑の確保

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる  緑を使う 

【施策の方向性】

- ◎ 道路沿道において、街路樹等により連続した緑を確保し、緑道や河川等の緑とあわせて緑のネットワーク形成を図ります。

◆ 個別施策の内容

6-1 道路緑化の推進

道路では、街路樹等による緑化を推進するとともに、適切な維持管理を図ります。

なお、市民との連携による沿道の緑化にも取り組み、まちなかにおける暑熱対策や潤いづくり、歩いて楽しめる空間づくりを目指します。

6-2 緑のネットワーク形成

緑道を適正に管理するとともに、街路樹等道路空間の緑を確保し、河川沿いの緑とあわせて緑のネットワーク形成を目指します。

基本施策7 緑づくりの取組への支援

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる



緑を使う



【施策の方向性】

- ◎ 市街地での緑を印象づけるものとして、公共公益施設の緑化を図るとともに、民間の緑化活動に対する支援を実施し、まちの緑を増やします。

◆ 個別施策の内容

7-1 民間における緑化の推進

まちなかの緑は市民にとって身近にふれる緑であるとともに、暑熱対策にも寄与します。本市では、緑化事業補助金として、敷地内に植栽を行った方に、補助金を交付しており、引き続き民間の自主的な緑化に対する支援を図ります。

さらに、工場や事業所については、緑化協定を締結するなどし、緑化を推進します。

7-2 公共公益施設における緑化の推進

緑のまちづくりに対する意識啓発や先導的な取組の場として、市役所等の公共公益施設での緑化を推進します。

また、小・中学校においても、快適な環境の確保と子どもたちが緑にふれるきっかけとなる場として緑化を図ります。

7-3 活動団体への支援

地域の花壇の維持管理等、花と緑に関する活動を行う団体に対し、「花と緑の館林づくり協議会」による「花ねっと事業」において支援を実施しており、これを継続します。

また、「花緑ふやし隊」といったボランティアによる緑化活動を支援し、協働による緑のまちづくり活動を推進します。特に、まちなかでは、花があふれる景観の形成を目指し、「まちなか花壇」の取組を推進するとともに、市民協働による既存公園等公共の空間を活用した花壇の設置等について検討します。

その他、公園や花壇等で除草作業やゴミ拾いを実施している活動団体等、緑に関わる様々な活動団体に対する支援を状況に応じて検討・実施します。

花緑ふやし隊の活動のようす



1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

(2) 取組内容
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

7-4 家庭での緑化の推進

緑の募金等を活用した苗木配布や、一般家庭で不要となった樹木を引き取り、希望する人に交付する「グリーンバンク事業」を実施し、身近な緑を増やすことで、家庭における緑化を推進します。

また、子どもの緑を大切にすることを育むために、新生児に対し、誕生記念樹を配布します。

緑化フェスティバルでの苗木配布



基本施策8 持続可能な公園のあり方検討 **重点**

◆ **施策の方向性**

【対応する基本方針】

緑を見直す



【施策の方向性】

- ◎ 人口減少や少子高齢化といった社会的背景と、それに伴う利用者ニーズの変化、さらに施設の老朽化に対応できるよう、持続可能な公園づくりを進めます。

◆ **個別施策の内容**

8-1 都市公園等の機能・配置の検討

都市公園等の整備・管理の考え方や種類ごとの将来像を踏まえ、本計画で示した都市公園等のあり方に基づき、都市公園等の機能・配置に関する実行計画を策定します。

8-2 都市公園等の見直し

都市公園等の機能・配置に関する実行計画に基づき、「見直しを検討する公園」として位置づけられた公園については、地域住民と話し合い、利用状況やニーズ、配置バランス等を把握した上で公園以外の新たな利活用方法を検討します。

8-3 グリーンインフラとしての公園の機能維持

公園は、緑の蒸発散や緑陰等からもたらされる市街地の熱的環境の改善や、公園の管理を通じた地域コミュニティの形成等、幅広いグリーンインフラとしての機能を有することから、グリーンインフラとしての活用が今後もなされるよう、公園の維持管理に努めます。

- 1. 緑の基本計画とは
 - 2. 館林市の緑を巻き取り
 - 3. 基本方針、目標の設定
 - 4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針
 - 5. 都市公園等の機能・配置等の検討
 - 6. 緑を守り育てる地区制度
 - 7. 計画の推進に向けて
- (2) 施策の方向性と取組内容

基本施策9 未整備の公園予定地の有効活用

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる



緑を使う



【施策の方針】

- ◎ 土地区画整理事業の区域内に存在する未整備の公園予定地の有効活用を図ります。

◆ 個別施策の内容

9-1 未整備の公園予定地の有効活用

本市で現在施行している土地区画整理事業の区域内には、地域住民に開放されておらず、活用・整備されていない公園予定地が多く存在しています。

当該地を市と民間事業者が考え方を共有しながら活用方法を検討し、都市機能となる公園施設の整備を促進することで、「地域住民にとって便利で暮らしやすいまちづくり」を推進します。

基本施策10 公園の緑及び施設の適切な維持管理

重点

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を見直す



緑を使う



【施策の方向性】

- ◎ 既存の公園について、その現状や位置する地域の特色をとらえ、時代に即した維持管理の見直しや利活用を図ります。

◆ 個別施策の内容

10-1 公園施設の管理と老朽化への対策

老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保、トータルコストの縮減や、維持管理予算の平準化を図るため、公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進めます。

10-2 都市公園等の管理レベルの設定

安全で安心して利用でき、憩いと潤いを感じられる公園・緑地を目指し、常に健全な状態を保全するため、公園の遊具や施設、樹木の適切な維持管理を行います。

維持管理に係るコストの縮減を目指し、都市公園等の種類ごとの将来像や配置方針を踏まえた維持管理メニューを設定することで、整備水準や維持管理水準にメリハリをつけます。

10-3 公園競技施設の維持管理

多くの市民や競技者がスポーツ施設を安全かつ安心して利用できるよう、屋外施設の維持補修や、施設の点検及び整備に努めるとともに、施設の充実を図ります。

10-4 ちびっ子広場等の維持管理

ちびっ子広場等について地域住民と協働により、公園の遊具や施設、樹木の適切な維持管理を行います。

1. 緑の基本計画とは

2. 巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

(2) 施策の方向性と
4. 緑地の保全及び
緑化推進のための
施策の方針

5. 都市公園等の
機能・配置等の
検討

6. 緑を守り
育てる
地区制度


7. 計画の
推進に向けて

基本施策11 多様な主体の公園への参画

重点

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を使う 

【施策の方針】

- ◎ 公園等を通じたにぎわいの創出や持続可能な公園等の維持管理に向け、市民や事業者との連携により、利活用や適切な維持・管理を図ります。

◆ 個別施策の内容

11-1 公園等への民間活力の導入

Park-PFI 事業等の導入等により、民間活力による公園等の利用促進と活性化を図ることで、公園及び地域の価値・魅力の向上を目指します。


11-2 市民活力による公園等の管理運営

市民協働による花と緑豊かなまちづくりを目指し、公園愛護会や市民団体等の市民活力が生かされるよう、今後も適切な活動支援を実施し、市民参加型の公園づくりや、市民による公園管理を推進していきます。

基本施策12 緑がもつ防災機能の活用

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を使う 

【施策の方針】

- ◎ 緑が有するグリーンインフラとしての機能を活用し、防災・減災による安全な市街地の形成を図ります。

◆ 個別施策の内容

12-1 火災延焼防止のための緑の確保

避難所として利用される公共公益施設や学校等において、樹木の有する延焼阻止機能等の効果が発揮できるよう、常緑広葉樹を主体にした植栽等、災害に強い緑の確保を目指します。

また、街路樹には火災時の熱吸収・低減による延焼防止効果、地震時の家屋倒壊防止等の防災機能があることを踏まえ、適切な維持管理を実施します。

12-2 災害発生時のオープンスペースの確保

災害発生時の避難場所や復旧活動の拠点等として活用が見込まれる公園等については、避難場所に指定し、オープンスペースの確保を図ります。

基本施策13 緑の情報周知と意識啓発の充実

◆ 施策の方向性

【対応する基本方針】

緑を育てる



緑を使う



【施策の方針】

- ◎ 市民等の緑に関する意識啓発のための取組として、関連情報を発信するとともに、学習の場や機会の提供を図ります。

◆ 個別施策の内容

1 3 - 1 緑に関する情報発信

広報誌や市ホームページ、リーフレット等を活用して、本市の自然環境や公園等について情報発信を行います。

また、民間による緑化を推進するため、緑化の方法や補助制度等を整理し、その情報発信を行います。

1 3 - 2 緑に関する意識啓発

毎年4月に実施している「花と緑のフェスティバル」については、協賛企業・団体の協力や市民協働による飾花等の多様な主体が関わっており、このイベントを継続し、市民や本市を訪れた方に、花と緑の大切さを再認識していただく場とします。

また、10月の都市緑化月間には、緑豊かな潤いのあるまちづくりを提唱し、市民一人一人が身近な緑を増やしていく契機をつくり出すために、苗木配布会等を実施します。

さらに、花と緑の体験講座を開催し、花と緑に関する知識や経験を広げる機会を提供します。

その他、「ぐんま緑の県民基金事業」を活用した自然観察会や木のぼり体験、本市の保安林内での植樹体験等を開催し、自然環境について学ぶ場や機会を提供します。

1 3 - 3 子どもに対する学習の場や機会の提供

学校において、地域の緑に関する教育の充実を図るとともに、「緑の少年団」の活動に対する支援や「緑化ポスターコンクール」の開催等を通じ、緑に関する普及啓発を図ります。

花と緑の体験講座



森林セラピーと自然観察会



アカマツ植樹体験事業
(緑の少年団)



1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

(2) 取組内容
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(3) 施策方針図

前頁までに示した施策について、即地的に示すことができるものを、「施策方針図」として示します。

- 凡例
- 観光・交流拠点
 - 緑の主要な拠点
 - 緑の都市交流拠点
 - 緑の地域核
 - 緑のネットワーク軸
 - 水のネットワーク軸
 - 田園的土地利用ゾーン
 - 都市的土地利用ゾーン

- 2-1 野生生物の調査と保護
- 2-2 日本遺産「里沼」の保全と活用
- 3-2 水辺環境保全及び動植物の再生

<田園的土地利用ゾーン>

- 4-1 良好な田園環境の維持
- 4-2 農業基盤の整備
- 4-3 農業後継者及び新規就農者への支援
- 4-4 地域資源としての農地の保安全管理

※その他施策については、市全域で実施

<公園を対象とした施策>

- 8-1 都市公園等の機能・配置の検討
- 8-2 都市公園等の見直し
- 8-3 グリーンインフラとしての公園の機能維持
- 9-1 未整備の公園予定地の有効活用
- 10-1 公園施設の管理と老朽化への対策
- 10-2 都市公園等の管理レベルの設定
- 10-4 ちびっ子広場等の維持管理
- 11-1 公園等への民間活力の導入
- 11-2 市民活力による公園等の管理運営

- 5-2 平地林の保護・保全

<緑のネットワーク軸>

- 6-1 道路緑化の推進
- 6-2 緑のネットワーク形成

<都市的土地利用ゾーン>

- 4-5 市民農園の設置
- 12-1 火災延焼防止のための緑の確保
- 12-2 災害発生時のオープンスペースの確保



- 2-2 日本遺産「里沼」の保全と活用
- 3-2 水辺環境保全及び動植物の再生

- 1-1 つつじの保護と育成
- 1-2 つつじが岡公園の活用と維持管理
- 1-3 つつじが岡ふれあいセンターの魅力向上
- 1-4 つつじを用いた都市間交流・誘客活動の推進
- 10-3 公園競技施設の維持管理

- 2-2 日本遺産「里沼」の保全と活用
- 3-2 水辺環境保全及び動植物の再生

<水のネットワーク軸>

- 3-3 水とのふれあいの創出

- 2-2 日本遺産「里沼」の保全と活用

- 2-2 日本遺産「里沼」の保全と活用
- 3-1 茂林寺沼及び低地湿原の保護管理及び普及啓発

- 5-2 平地林の保護・保全

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

(3) 施策方針図
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

